



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 リョービ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 浦上 彰  
(コード番号 5851 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役執行役員財務部長 川口 裕幸  
(TEL 03-3501-0511)

## 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 11 日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 105 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一する取り組みを進めております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施することといたしました。

## (2) 併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日(実質上 9 月 29 日)の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

### ③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	171,230,715株
自己株式消却により減少する株式数	8,000,000株
自己株式消却後発行済株式総数(平成29年5月31日見込)	163,230,715株
株式併合により減少する株式数	130,584,572株
株式併合後の発行済株式総数	32,646,143株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。なお、当社は本日発表の「自己株式の消却に関するお知らせ」のとおり、平成 29 年 5 月 31 日付で所有する自己株式の一部を消却する予定です。

### ④ 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日をもって、併合の割合と同じ割合で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	500,000,000株
変更後の発行可能株式総数(平成29年10月1日付)	100,000,000株

## (3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
5株未満	175名 ( 2.23%)	221株 ( 0.00%)
5株以上	7,658名 ( 97.77%)	171,230,494株 (100.00%)
総株主	7,833名 (100.00%)	171,230,715株 (100.00%)

5 株未満のみご所有の株主様は、株式併合により当社株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」又は「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

## (4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。なお、お支払時期等については、改めてお知らせいたします。

## (5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 3. 定款一部変更

### (1) 変更の理由

① 当社の事業の現状(認可保育所を運営)に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条(目的)に定める事業目的に「保育所事業」を追加いたします。

- ② 上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 8 条を変更いたします。

なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

## (2) 変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

旧(変更前)	新(変更後)
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1～14 項省略) 15. 前各号に付帯または関連する一切の事業</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>50,000</u>万株とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1～14 項変更なし) <u>15. 保育所事業</u> <u>16. 前各号に付帯または関連する一切の事業</u></p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>10,000</u>万株とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p><u>附則</u> <u>第1条 本定款第6条及び第8条の変更は、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は平成 29 年 10 月 1 日の経過後、これを削除する。</u></p>

## (3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案及び本定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 4. 日程

取締役会決議日	平成29年5月11日
定時株主総会決議日	平成29年6月23日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款一部変更(第6条及び第8条)の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以上

【添付資料】 (ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q&A

## (ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

### Q1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか？

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

### Q2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、個人投資家による投資機会の拡大及び中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

### Q3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月末日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000株	5個	1,000株	10個	なし
例②	1,100株	1個	220株	2個	なし
例③	1,003株	1個	200株	2個	0.6株
例④	800株	なし	160株	1個	なし
例⑤	432株	なし	86株	なし	0.4株
例⑥	4株	なし	なし	なし	0.8株

- ・ 例①に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・ 効力発生後、例②、例④、例⑤に発生する単元未満株式(例②は20株、例④は60株、例⑤は86株)につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度がご利用できます。
- ・ 例③、例⑤、例⑥に発生する端数株式の取扱いにつきましては後記Q4をご参照ください。
- ・ 効力発生前のご所有株式数が5株未満(例⑥)の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。
- ・ なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q4. 併合後の1株に満たない端数株式の取扱いを教えてください。

すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、または自己株式として当社が買取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。当社よりお支払いする金額及びお手続きについては、改めてご案内することを予定しております。

なお、上記Q3に記載のとおり、効力発生前のご所有株式数が5株未満(Q3 例⑥)の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うことになります。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は5倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。

Q7. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

平成29年6月23日(予定)	定時株主総会決議日
平成29年9月26日(予定)	1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日(予定)	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日(予定)	単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日
平成29年12月上旬(予定)	端数株式処分代金のお支払い

Q8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

特段のお手続きの必要はございません。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部  
〒541-8502 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号  
電話 0120-094-777 (フリーダイヤル)  
受付時間 平日9時～17時(土・日・祝日等を除く)

以上